

告示

長野県告示第418号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

名称	所在地	認定の有効期限
長野赤十字上山田病院	更級郡上山田町温泉3-34-3	平成18年 8月27日

医務課

長野県告示第419号

昭和50年長野県告示第456号（農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積）の一部を次のように改正し、平成15年9月1日から施行します。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

別記1中「更埴市」を「千曲市」に改める。

別記2中「佐久市 佐久市のうち旧内山村の地域」を「佐久市 千曲市 佐久市のうち旧内山村の地域 に、千曲市のうち旧力石村及び旧戸倉町の地域」

「更級郡 上山田町のうち旧力石村の地域

埴科郡 坂城町 を「埴科郡 坂城町」に改める。
戸倉町のうち旧戸倉町の地域」

別記3中

「更埴市 更埴市のうち旧森村、旧雨宮県村及び旧八幡村の地域

佐久市 佐久市のうち旧野沢町、旧大沢村、旧桜井村、旧前山村、旧岸野村、旧中込町、旧平賀村、旧岩村田町、 」を
旧平根村、旧三井村及び旧志賀村の地域

「佐久市 佐久市のうち旧野沢町、旧大沢村、旧桜井村、旧前山村、旧岸野村、旧中込町、旧平賀村、旧岩村田町、

旧平根村、旧三井村及び旧志賀村の地域 に、

千曲市 千曲市のうち旧森村、旧雨宮県村、旧八幡村及び旧更級村の地域

「更級郡 大岡村 を「更級郡 大岡村」に改める。
埴科郡 戸倉町のうち旧更級村の地域」

農政課

長野県告示第420号

昭和46年長野県告示第187号（農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定）の一部を次のように改正し、平成15年9月1日から施行します。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

「南安曇郡 奈川村 安曇村

別記中 更級郡 上山田町 を「南安曇郡 奈川村 安曇村 に、「更埴市 更埴市のうち稲荷山町」を「千曲市 千曲市
埴科郡 坂城町 戸倉町」」

のうち旧稲荷山町」に、「及び旧雨宮県村」を「、旧雨宮県村、旧上山田町、旧力石村、旧戸倉町及び旧更級村」に、「鼎町 松川町 高森町 上郷町」を「松川町 高森町」に、「及び旧下久堅村」を「、旧下久堅村、旧鼎村及び旧上郷村」に、

「更埴市 更埴市のうち旧桑原村の地域 「佐久市 」を「千曲市 千曲市のうち旧桑原村の地域」に改める。
佐久市

農政課

長野県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年9月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 原木戸安曇追分停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
南安曇郡穂高町大字北穂高3189番の6地先から 南安曇郡穂高町大字北穂高2982番の5地先まで	旧	4.6～10.0	0.2136
南安曇郡穂高町大字北穂高3189番の6地先から 南安曇郡穂高町大字北穂高2950番の4地先まで		17.8～31.5	0.0998
同上	新	17.8～31.5	0.0998

道路維持課

長野県告示第422号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により長野県が実施する市町村道の改築工事は、次のとおりです。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の日
本谷線	木曾郡南木曾町読書十二兼5090番の6地先から 木曾郡南木曾町読書十二兼5098番の11地先まで	道路改良	平成15年8月25日

道路維持課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項**(1) 調達をする物品等及び数量**

歯科診療ユニット 4台

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成15年10月20日

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格